

法改正に伴う所管行政庁への届出回数の見直しについて(ご案内)

本通常国会で住宅瑕疵担保履行法の改正が決議され、これまで年2回の実施を求められていた**資力確保措置の実施状況に関する所管行政庁への届出が年1回に変更となりました**のご案内します。

本対応は、住宅事業者の皆様の行政手続きの負担軽減を目的とするもので、これまで9月30日と3月31日の年2回の基準日ごとに届出を必要としていましたが、今後は**3月31日を年1回の基準日として4月1日から3月31日までの1年間の実績を届け出ることになります**。

今年から9月30日基準日の届出は不要となります。当社からの**締結証明書の発行時期も今後は届出の時期と合わせて4月上旬の年1回となり、届出が不要となる10月は発行を行いません**のでご注意ください。

改定後	現行
年1回	年2回
3月31日基準日 (4月1日～3月31日の1年間が対象)	9月30日基準日 (4月1日～9月30日の半年間が対象) 3月31日基準日 (10月1日～3月31日の半年間が対象)

なお、住宅瑕疵担保履行法の改正は2021年5月28日付で公布されており、行政庁へ届出に関する部分については9月30日付での施行が予定されています。

(注) 住宅瑕疵担保履行法は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の略称です。

以上